

# 企業のScope 3（物流分野）対策促進事業（航空・海上輸送）助成金交付要綱

（制定）令和8年4月13日付8都環公地温第179号

## （通則）

第1条 企業のScope 3（物流分野）対策促進事業（航空・海上）助成金（以下「本助成金」という。）の交付については、本要綱の定めるところによる。

## （助成金の交付の目的）

第2条 本助成金は、企業のScope 3（物流分野）対策促進事業（航空・海上輸送）実施要綱（令和8年1月30日付7産労産計第1447号）（以下「実施要綱」という。）第3条に規定する事業の実施に当たり、SAF又はバイオ燃料を直接もしくは間接的に活用した環境負荷の少ない航空及び海上貨物輸送を行う事業者を支援し、企業のサプライチェーン全体におけるCO<sub>2</sub>排出量削減に寄与することを目的とする。

## （定義）

第3条 本要綱における用語の定義は、実施要綱に定めるもののほか、次のとおりとする。

- （1） 中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者（ただし、ソフトウェア業又は情報処理サービス業については、資本金規模3億円以下又は従業員規模300人以下の者）とする。
- （2） 大企業とは、上記中小企業者でないものとする。

## （助成金の交付対象者）

第4条 本助成金の交付対象者は、別紙1に規定する要件を満たす貨物代理店（以下「助成金交付対象者」とする。）とする。

## （助成対象経費及び助成金額）

第5条 本助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別紙1に規定する要件を満たす荷主（以下「支援対象者」という。）が前条に定める助成金交付対象者を通して行う、航空及び海上貨物輸送におけるSAF又はバイオ燃料利用時に要する経費並びに当該燃料を利用して得られた環境価値を航空及び海上貨物輸送に割り当てた際に要する経費とする。ただし、支援対象者が実質的に負担していないとみなされる経費についてはこの限りでない。

2 本助成金の助成上限額及び助成率は、支援対象者の区分に応じて、次のとおりとする。

支援対象者	助成上限額	助成率
大企業	400万円	3分の1
中小企業	200万円	10分の10

3 本助成金の額は、支援対象者の区分に応じて、助成対象経費に前項に規定する助成率を乗じて得た額とし、その合計額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

4 助成対象経費の中に助成金交付対象者又は支援対象者の自社製品の調達分又はそれらに関する者からの調達分がある場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、本助成金交付の目的に鑑み、利益等排除を行った経費を助成対象経費とする。

(助成対象期間)

第6条 本助成金の対象となる事業の期間は、交付決定の日から交付決定を受けた年度の3月31日までとする。

(助成金の交付の申請)

第7条 公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）は、以下により本助成金の交付の申請を受け付けるものとする。

(1) 公募

(2) その他、公社が特に必要と認めたとき

2 本助成金の交付を申請しようとする者は、企業のScope 3（物流分野）対策促進事業（航空・海上輸送）助成金申請書（様式第1号）及び別に定める必要書類（以下「申請書等」という。）を、その定める期日までに公社に提出しなければならない。

(助成金の交付の決定)

第8条 公社は、前条第2項の申請書等の提出を受けたときは、その内容を調査の上、別に定める審査要領（以下「要領」という。）に基づき審査を実施し、本助成金の交付又は不交付の決定を行う。

2 公社は、第1項の決定を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

3 公社は、前項による承認があったときは、本助成金の交付が必要かつ適切と認められた事業（以下「助成事業」という。）を行う者（以下「助成対象事業者」という。）に対し、企業のScope 3（物流分野）対策促進事業（航空・海上輸送）助成金交付決定通知書（様式第2号）（以下「交付決定通知書」という。）により、速やかに本助成金の交付の決定を通知するものとする。

4 公社は、交付の決定に当たり、必要に応じて条件を付することができる。

(申請の取下げ及び事情変更による決定の取消等)

第9条 助成対象事業者は、交付の決定前に本助成金の交付の申請を取り下げようとするとき又は前条第3項の交付決定の内容もしくはこれに付された条件（以下「交付決定の内容等」という。）に異議があり、本助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から14日以内に、企業のScope 3（物流分野）対策促進事業（航空・海上輸送）助成金交付辞退届（様式第3号）を公社に提出しなければならない。

2 公社は、交付の決定後において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、全部又は一部を取り消し、もしくはこの交付決定の内容等を変更することができる。ただし、助成事業のうち既に経過した期間において実施した助成事業については、この限りではない。

3 公社は、前項の規定による交付の決定の取消しにより、特別に必要となった事務又は事業に対しては、助成事業を行うために締結した契約の解除によって必要になった賠償金の支払に要する経費を助成対象経費として認めることとし、第5条に定める助成上限額及び助成率の範囲内において、本助成金を交付することができる。

4 公社は、第2項の規定により措置した場合は、企業のScope 3（物流分野）対策促進事業（航空・海上輸送）助成金全部（一部）取消通知書（様式第4号）により、速やかに当該措置の内容を助成対象事業者に通知するものとする。

(重複受給の禁止)

第10条 助成対象事業者は、同一事業について複数の補助金等を受給することはできない。ただし、公社、国、都道府県又は区市町村等の実施する他の補助事業等と対象経費が明確に区分できるものについては、この限りでない。

(助成事業の内容又は交付決定額の変更等)

第11条 助成対象事業者は、助成事業の内容又は第7条第3項の交付決定の額を変更しようとするときは、企業のScope 3（物流分野）対策促進事業（航空・海上輸送）助成金変更承認申請書（様式第5号）を公社に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

- 2 公社は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、承認する場合は企業のScope 3（物流分野）対策促進事業（航空・海上輸送）助成金変更交付決定通知書（様式第6号）（以下「変更交付決定通知書」という。）により、速やかに助成対象事業者へ通知するものとする。
- 3 公社は、第1項の承認をするときは、必要に応じて条件を付すこと又は既に付されている条件を変更することができる。
- 4 助成対象事業者は、助成事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ企業のScope 3（物流分野）対策促進事業（航空・海上輸送）助成金中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を公社に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 助成対象事業者は、名称、所在地、代表者名等に変更が生じたときは、企業のScope 3（物流分野）対策促進事業（航空・海上輸送）助成金変更届（様式第8号）を速やかに公社に提出しなければならない。

(遅延等の報告)

第12条 助成対象事業者は、助成事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は助成事業の遂行が困難となったときは、企業のScope 3（物流分野）対策促進事業（航空・海上輸送）助成金遅延（事故）報告書（様式第9号）を速やかに公社に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第13条 助成対象事業者は、助成事業の遂行状況を公社が別に定める期日までに企業のScope 3（物流分野）対策促進事業（航空・海上輸送）助成金遂行状況報告書（様式第10号）（以下「遂行状況報告書」という。）により、報告しなければならない。ただし、既に助成事業が完了しているとき又は特に公社が不要と認めるときはこの限りでない。

(遂行命令)

- 第14条 公社は、助成対象事業者が提出する報告、報告に基づく調査等により、助成事業に対する交付決定の内容又はこれに付した条件に従い、遂行されていないと認める場合は、助成対象事業者に対し、交付決定の内容又はこれに付した条件に従い、助成事業を遂行するよう命じることができる。
- 2 助成対象事業者が前項の命令を受けてもなお、命令に従わないときは、その者に対し当該助成事業の一時停止を命じることができる。

(実績報告)

第15条 助成対象事業者は、本助成金の交付の決定に係る助成対象期間が終了したときは、速やかに号企業のScope 3（物流分野）対策促進事業（航空・海上輸送）助成金実績報告書（様式第11号）（以下「実績報告書」という。）を公社に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第16条 公社は、第13条による遂行状況報告書または第15条による実績報告書を受理したときは、その内容を審査するとともに必要に応じて現地調査等を行い、助成事業の成果及び内容等を適正と認

めたときは、交付すべき助成金の額の範囲内で本助成金の額を確定し、当該助成対象事業者に企業の S c o p e 3（物流分野）対策促進事業（航空・海上輸送）助成金額確定通知書（様式第12号）（以下「確定通知書」という。）により、速やかに本助成金の額の確定を通知するものとする。

- 2 前項の規定による調査の結果、助成事業の成果が本助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認める場合は、当該助成対象事業者に対し、これに適合させるための処置をとることを命じることができる。
- 3 前項の命令により助成対象事業者が必要な処置をしたときは、第1項の規定を準用する。

（助成金の請求及び交付）

第17条 助成対象事業者は、前条第1項による確定通知書を受領したときは、企業の S c o p e 3（物流分野）対策促進事業（航空・海上輸送）助成金請求書（様式第13号）（以下「請求書」という。）を速やかに公社に提出するものとする。

- 2 公社は、請求書が提出されたときは、速やかに本助成金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第18条 公社は、助成対象事業者又は支援対象者が次のいずれかに該当した場合は、第8条又は第11条による助成金交付の決定等もしくは第16条による助成金の額の確定の全部又は一部を取り消し、必要に応じて、条件を付し、不正の内容、助成対象事業者及びこれに協力した関係者等の公表を行うことができる。

- (1) 助成対象事業者が都内で実質的に事業活動を行っている実態がないと認められるとき
  - (2) 助成対象事業者又は助成事業に係る荷主その他助成事業の関係者が、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者であることが判明したとき
  - (3) 前2号に定めるほか、助成対象事業者が申請要件を満たしていない事実が判明したとき
  - (4) 助成対象事業者が本助成金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき
  - (5) 助成対象事業者が本助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件、命令その他関係法令に違反したとき
  - (6) 助成事業の実施場所において助成事業の活動実態がないと認められるとき、その他助成事業について交付決定又は変更等の内容と異なる事実が認められたとき
  - (7) 前各号に定めるほか、公社が助成事業として不適切と判断したとき
- 2 助成対象事業者は、交付決定通知書又は変更交付決定通知書のほか、募集要項及び交付決定通知書に併せて交付する事務の手引きにより要求される事項を遵守しなければならない。これを遵守しない場合、第16条に定める助成金の額の確定において所要の措置を講じ、又は第1項の規定に基づき交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。
  - 3 公社は、第1項の規定による取消しをした場合には、速やかにこの取消しの内容及びこれに条件を付したときにはその条件を助成対象事業者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第19条 公社は、助成対象事業者又は支援対象者に対し、前条の規定により本助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成対象事業者に本助成金が交付されているときは、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、期限を定めてその返還を命じることができる。

（違約加算金及び延滞金）

第20条 公社は、第17条及び前条の規定により、助成対象事業者に対し本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、その返還を命じたときは、本助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、本助成金の額（一部を返還した場合はその後の期間においては既返納額を控除した額）につ

- き、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満は除く。）を納付させることができる。
- 2 前項において本助成金の返還を命じられた者が、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（助成金返還金及び違約加算金の合計額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満は除く。）を納付させることができる。
  - 3 公社は、前2項の場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、東京都と協議の上、加算金又は延滞金を免除又は減額することができる。
  - 4 第1項及び第2項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

#### （違約加算金及び延滞金の計算）

- 第21条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成対象事業者の納付した金額が第19条の規定により返還を命じた額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた額に充てるものとする。
- 2 前条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた額の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付金額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

#### （助成金の経理）

- 第22条 助成対象事業者は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならないものとする。

#### （職員の調査等）

- 第23条 公社は、助成対象事業者に対し助成事業の実施状況、本助成金の収支及び本助成金に係わる帳簿書類その他の物件について、立入り調査をし、又は報告を求めることができる。
- 2 公社は、助成対象事業者及び助成事業に係る荷主に対し助成事業の実施状況の他、東京都の脱炭素に資する取組全般について、報告を求めることができる。

#### （助成事業の公表と成果の発表）

- 第24条 公社は、助成対象事業者の名称、事業名及び事業概要等を公表することができるものとする。
- 2 公社は、必要があると認めるときは、助成事業の成果を公表し、また助成対象事業者に発表させることができるものとする。
  - 3 助成対象事業者は、助成事業で得られた成果を発表又は公開する場合、事前に公社に対し別途定める方法により報告するものとする。また、発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、公社の事業の結果得られたものであることを明示することとする。

#### （義務の承継）

- 第25条 助成対象事業者が助成事業及びその成果に基づく事業の運営を、新たに設立する会社等に承継させる場合において、交付の決定に定める義務等は承継後の会社等に適用があるものとし、第11条第5項による変更届を速やかに公社に提出しなければならない。

(個人情報等の取扱い)

第26条 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成対象事業者及び支援対象者に係る個人情報及び申請書類等に記載された事業者情報、申請内容、交付・実績に関する情報（以下「個人情報等」という。）については、東京都の施策目標及び本事業の目的を達成するために東京都に提供するほか、必要な範囲において、次に掲げる事項にのみ使用する。

- (1) 本事業における助成金の審査、交付決定、交付及び事業の適正な執行
  - (2) 公社が実施する他の助成事業における審査、交付及び適正な執行、重複申請・重複受給の確認、不正受給の防止並びに制度改善のための照合
  - (3) 国、地方公共団体等が行う同種の補助金事業における重複受給の確認
  - (4) 助成金制度に関する統計分析及びその結果を活用した制度改善並びに新規事業の企画
  - (5) 東京都への事業報告及び東京都が実施する環境・産業・エネルギーの各施策への活用
  - (6) 東京都及び公社が実施する各種事業、助成金、イベント等への情報提供
- 2 公社は、個人情報の取扱いに関し、「個人情報の保護に関する規程」及び「プライバシーポリシー（個人情報保護方針）」に基づき、適切に管理するものとする。
- 3 助成事業者は、交付申請に当たり、第1項から第2項までに定める個人情報の取扱いについて、交付申請時に提出する誓約書（様式第1号）により同意するものとする。
- 4 本条に定めのない事項については、公社が定める「個人情報の保護に関する規程」及び「プライバシーポリシー（個人情報保護方針）」に従うものとする。
- 5 公社は本人の同意がある場合、法令に定めがある場合、その他公社の「個人情報の保護に関する規程」に基づき認められる場合を除き、本事業の実施に関して知り得た個人情報等を第三者に提供し、又は本人以外の者から収集しないものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第27条 次の各号に掲げる本事業に係る手続及び事務については、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

- 一 第7条の規定に基づく本助成金の交付の申請
- 二 第8条第3項の規定に基づく本助成金の交付の決定の通知
- 三 第10条第1項の規定に基づく本助成金の辞退の届出
- 四 第11条第1項の規定に基づく助成事業の内容又は交付決定の額の変更の申請
- 五 第11条第2項の規定に基づく変更交付の決定の通知
- 六 第11条第4項の規定に基づく助成事業の中止又は廃止の承認の申請
- 七 第11条第5項の規定に基づく事業者情報の変更の届出
- 八 第12条の規定に基づく助成事業の遅延の報告
- 九 第13条の規定に基づく助成事業の遂行状況の報告
- 十 第15条の規定に基づく助成事業の実績の報告
- 十一 第16条第1項の規定に基づく本助成金の額の確定の通知
- 十二 第17条第1項の規定に基づく本助成金の交付の請求

(委任)

第28条 この要綱に定めるもののほか、本助成事業の実施に関し必要な事項は公社が別に定めるものとする。

(その他)

第29条 本要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うための必要な事項は、公社が別に定める。

附則（令和8年4月13日付8都環公地温第179号）  
この要綱は、令和8年4月13日から施行する。

企業のScope 3（物流分野）対策促進事業（航空・海上）助成金に係る助成要件等  
企業のScope 3（物流分野）対策促進事業（航空・海上）助成金の助成金交付対象者及び支援対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものに限る。

【共通要件】

- 1 実質的に東京都内で事業を行っていること。  
なお、「実質的に東京都内で事業を行っている」とは、都内所在を証するために申請書に添付する履歴事項証明書等に記載された所在地において、単に建物があることだけではなく、客観的にみて都内に根付く形で事業活動が行われていることをいい、申請書類、ホームページ、看板や表札、電話連絡時の状況、事業実態や従業員の雇用状況等から公社が総合的に判断するものとする。
- 2 分野ごとに以下の要件を満たすこと。  
《航空分野》
  - (1) 利用する環境価値は航空機でSAFを消費したことで発生したものであること。
  - (2) 助成対象とする航空貨物輸送は羽田・成田空港発着のものであること。  
《海上分野》
  - (1) 利用する環境価値は船舶でバイオ燃料を消費したことで発生したものであること。
  - (2) 助成対象とする海上貨物輸送は東京湾内（館山市洲埼から三浦市劔埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域）に存する港発着のものであること。
- 3 同一テーマ・内容で公社、国、都道府県又は区市町村等から補助金等を重複受給しないこと。
- 4 事業税等を滞納（分納）していないこと。
- 5 東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。
- 6 過去に公社、国、都道府県又は区市町村等から補助等を受け、不正等の事故を起こしていないこと。
- 7 過去に公社から助成金の交付を受けている者は、「企業化状況報告書」や「実施結果状況報告書」等を所定の期日までに提出していること。
- 8 民事再生法又は会社更生法による申立て等、助成事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。
- 9 助成事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること。
- 10 「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営むものではないこと。その他、連鎖販売取引業、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の助成先として適切でないと判断する業態を営むものではないこと。
- 11 東京都の政策・方針にそぐわないと判断されるものではないこと。
- 12 その他、公社が公的資金の助成先として適切でないと判断されるものではないこと。

【助成金交付対象者の要件】

- 1 以下により事業実態が確認できること。
  - (1) 履歴事項全部証明書等により、都内の本店もしくは支店の所在等が確認できること。
  - (2) 都税事務所発行の「法人事業税及び法人住民税の納税証明書」により、法人事業税及び法人住民税に未納がないことを確認できること。
  - (3) 直近の決算報告書の写しを提出できること。
- 2 輸送を依頼した各荷主に対し、第6条に規定する助成対象期間内に、SAF又はバイオ燃料を利

用したことに伴い創出された環境価値を用いて、貨物輸送におけるCO<sub>2</sub>排出量を削減したことを証明する証書（以下「CO<sub>2</sub>削減証書」という。）を発行すること。

ただし、第三者機関の認証には時間を要することから、航空事業者や海運事業者からの報告等に基づき作成する「SAF又はバイオ燃料を利用したことによるCO<sub>2</sub>削減効果を明記した暫定的な書類」の発行でも可とするが、遅くとも第15条に規定する実績報告までには、第三者機関の認証を受けたCO<sub>2</sub>削減証書を各荷主へ発行することとする。

なお、CO<sub>2</sub>削減証書は以下のいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) Scope 3におけるCO<sub>2</sub>排出量及び削減効果の証明について、第三者機関の認証を受けたプログラム・スキーム等により発行されたものであること。
- (2) 発行されたCO<sub>2</sub>削減証書がScope 3におけるCO<sub>2</sub>排出量及び削減効果の証明について、第三者機関の認証を受けていること。

#### 【支援対象者の要件】

1 以下により事業実態が確認できること。

- (1) 履歴事項全部証明書により、都内の本店もしくは支店の所在が確認できること。